平成２６年（フ）第１３３号
名古屋市守山区小幡太田１番８号　アーバンラフレ小幡６号棟104号
破産者　加藤　健二
1　決定年月日　平成26年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３０号
岡山県小田郡矢掛町小田6801番地１
破産者　髙山　定子
1　決定年月日　平成26年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１９７号
岡山県倉敷市神田３丁目16番21号
破産者　瀬川　喜文
1　決定年月日　平成26年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第３７号
熊本県玉名郡南関町大字相谷1523番地２
破産者　田中　幸年
1　決定年月日　平成26年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第１１３号
大分県宇佐市大字吉松58番地の22、開始決定時の住所大分市新町１番13号　アスティオン新町1106
破産者　村本　将俊
1　決定年月日　平成26年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第９号
北海道広尾郡広尾町本通４丁目７番地４、開始決定時の住所北海道広尾郡広尾町公園通北２丁目12番地の３
破産者　岸田　富司
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第９８号
青森県三戸郡五戸町字沢２番地
破産者　福田　　馨
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２６年（フ）第２号
青森県三沢市岡三沢５丁目６番地６号
破産者　伊藤　　透
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第５７号
岩手県奥州市江刺区南町８番15号
破産者　高橋　和裕
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２５年（フ）第３１号
岩手県奥州市水沢区字久田137番地10　カーサモデラートⅡ105号棟
破産者　田中　伸代
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２４年（フ）第１２１０号
神奈川県平塚市南金目838番地の１
破産者　諸星　保男
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９４５号
横浜市旭区南本宿町101番地７　サンモールＡ202号室
破産者　大平　雅裕
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５７５号
横浜市金沢区六浦南２丁目40番１号　コーラルポイントＡ202
破産者　齊藤　礼子（旧姓巴）
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４５８号
横浜市金沢区野島町８番１号
破産者　大山　正一
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４１１号
鹿児島県日置市東市来町湯田3062番地２　浜田アパート202
破産者　楠元　辰彦
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１５号
山口県岩国市麻里布町４丁目４番13号、住民票上の住所山口県岩国市麻里布町１丁目６番24―201号
破産者　堀江　松子
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第２号
岡山県備前市日生町日生644番地５マリンプラザ日生セカンドステージ1102、開始決定時の住所兵庫県朝来市和田山町竹田220番地
破産者　太田　博文
1　破産債権の届出期間　平成26年８月25日まで
2　一般調査期日　平成26年９月９日午後４時50分
平成26年７月29日
神戸地方裁判所豊岡支部破産係